

第116回 定時株主総会 招集ご通知

日時



2026年6月26日（金曜日）
午前10時

場所



広島県府中市元町445番地の1
府中商工会議所会館

▶ 株主総会に当日ご出席されない株主様

書面またはインターネットによる議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後4時50分まで

目次

第116回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	7
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	14
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	19
事業報告	23
連結計算書類	43
計算書類	63
監査報告書	78

法令および当社定款第16条に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の目次、項番、参照頁は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

株式会社北川鉄工所

証券コード：6317

証券コード：6317

2026年6月9日

(電子提供措置の開始日 2026年6月4日)

株 主 各 位

広島県府中市元町77番地の1
株式会社北川鉄工所
代表取締役会長 北川 祐治

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第116回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.kiw.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」[縦覧書類／PR情報]を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（3頁～4頁）に沿って、**2026年6月25日（木曜日）午後4時50分までに**議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

2 場 所 広島県府中市元町445番地の1 府中商工会議所会館
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご覧ください。)

3 目的事項

- 報告事項**
1. 第116期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第116期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにもその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネットによる議決権行使
のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご
投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の
意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限 2026年6月25日(木曜日)
午後4時50分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



詳細は次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、各議案
に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限 2026年6月25日(木曜日)
午後4時50分まで

複数回行使された場合の議決権の取扱い

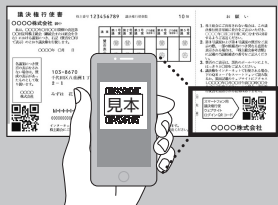
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内 (インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。)

スマートフォンでQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

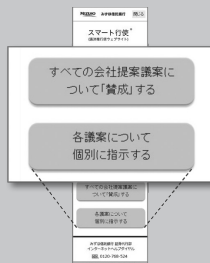
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

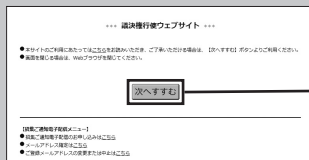
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

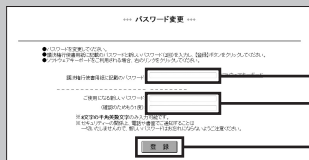
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で、パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社「CJ」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームから議決権を行使いただけます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考えており、新規事業投資と経営体質の強化のため、内部留保の充実を図りつつも、年間50円の安定配当を実施するとともに、利益に応じた段階的な連結配当性向による配当を目標に実施することを利益配分の基本方針としております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当金につきましては、以下のとおり1株につき67円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当額は、先に実施しました中間配当金35円を含め、1株につき102円となります。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金67円 総額619,851,907円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

ご参考 配当金の推移

	第113期 (2022年4月～2023年3月)	第114期 (2023年4月～2024年3月)	第115期 (2024年4月～2025年3月)	第116期 (2025年4月～2026年3月)
一株当たり年間配当額	30円	40円	50円	102円
配当性向（連結）	—	29.1%	37.0%	30.2%

(注) 第116期(当期)の1株当たり年間配当金は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提とした金額です。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図る観点から、取締役会の規模を現状に見合った適正な水準に見直すとともに、経営環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ実効性の高い意思決定及び議論を行うため、現行定款第20条に定める取締役の員数の上限を20名以内から10名以内に減員するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条～第19条 <条文省略>	第1条～第19条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会 (員数)	第4章 取締役及び取締役会 (員数)
第20条 当社の取締役は、20名以内とする。 ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。	第20条 当社の取締役は、 <u>10名以内</u> とする。 ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。
第21条～附則第1条 <条文省略>	第21条～附則第1条 <現行どおり>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につき監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における 現在の地位および担当	取締役会への 出席状況
1	きた がわ ゆう じ 北 川 祐 治 再任 男性	代表取締役会長	14/14回 (100%)
2	きた がわ ひろし 北 川 宏 再任 男性	代表取締役副会長	13/14回 (93%)
3	おか の きみ お 岡 野 帝 男 再任 男性	代表取締役社長執行役員 兼開発本部長	13/14回 (93%)
4	にし かわ み さ こ 西 川 三佐子 再任 女性 社外 独立	取締役	14/14回 (100%)
5	すぎ くち やす ひろ 杉 口 安 弘 再任 男性 社外 独立	取締役	14/14回 (100%)

候補者
番号

1

きた がわ ゆう じ
北 川 祐 治

(1957年4月1日生)

再任

男性

略歴、当社における地位および担当

1983年9月 当社入社
1991年6月 当社取締役
1995年4月 当社常務取締役
1997年4月 当社専務取締役
1999年4月 当社代表取締役専務
2001年4月 当社代表取締役社長
2016年4月 当社代表取締役社長 工機事業部長
2018年4月 当社代表取締役会長兼社長
2022年4月 当社代表取締役会長兼社長兼開発本部長
2022年6月 当社代表取締役会長兼社長執行役員兼開発本部長
2024年6月 当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社北川製作所代表取締役会長
北川冷機株式会社代表取締役社長
府中商工会議所会頭
一般社団法人日本工作機器工業会会長

■ 所有する当社の株式の数：143,489株 ■ 取締役会出席状況：14回中14回出席（100%）

取締役候補者とした理由

北川祐治氏は、当社に入社以来、当社の要職を歴任し、長きにわたり代表取締役社長として当社グループを牽引してまいりました。当社における豊富な経営経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に関する知見をもとに、代表取締役会長として、当社の経営全般に対してより大局的な視点から指導・監督をいただき、また当社のガバナンス体制の強化に貢献いただけるものと期待し、引き続き取締役候補者としました。

候補者
番号

2

きた
北 川

ひろし
宏

(1958年12月12日生)

再任

男性

略歴、当社における地位および担当

1981年4月 当社入社
1993年6月 当社取締役
1997年4月 当社常務取締役
2001年4月 当社代表取締役専務
2009年4月 当社代表取締役副社長 執行役員東京営業本部長
2010年4月 当社代表取締役副社長
2012年6月 当社代表取締役副社長
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.出向 (代表取締役社長)
2015年4月 当社代表取締役副社長 素形材事業本部長
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.出向 (代表取締役社長)
2017年4月 当社代表取締役副社長 素形材事業本部長
2018年4月 当社代表取締役副会長
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長
2021年4月 当社代表取締役副会長兼経営管理本部長
2022年6月 当社代表取締役副会長執行役員兼経営管理本部長
2024年6月 当社代表取締役副会長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：26,628株

■ 取締役会出席状況：14回中13回出席 (93%)

取締役候補者とした理由

北川宏氏は、当社に入社以来、キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー社長、メキシコ子会社の社長などの要職を歴任し、現在は代表取締役副会長を務めるなど、当社における豊富な経営経験と、製造業の経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者としました。

候補者
番号

3

おか
の
野
きみ
お
帝
男

(1963年1月12日生)

再任

男性

略歴、当社における地位および担当

1986年4月 株式会社広島銀行入行
2012年4月 同社府中支店長
2017年4月 同社執行役員福山営業本部長
2019年4月 同社常務執行役員
2021年6月 同社取締役常務執行役員
2022年6月 しまなみ債権回収株式会社代表取締役会長
2023年4月 当社非常勤顧問
2024年5月 当社常勤顧問
2024年6月 当社代表取締役社長執行役員兼開発本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

■ 所有する当社の株式の数：15,214株 ■ 取締役会出席状況：14回中13回出席（93%）

取締役候補者とした理由

岡野帝男氏は、金融機関における法人融資やリスク管理など多岐にわたる豊富な業務経験と知見を有し、当社の代表取締役社長執行役員兼開発本部長として当社グループを牽引しております。当社の長期経営計画であるPlus Decade 2031の実現に向け、当社の経営体制の強化を図り、当社グループの持続的な発展と更なる企業価値の向上に大きく貢献いただけると判断し、引き続き取締役候補者としました。

略歴、当社における地位および担当

1994年6月 中国生産性本部入職
2016年2月 同本部専任部長（現任）
2021年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

- 所有する当社の株式の数：762株
- 取締役会出席状況：14回中14回出席（100%）
- 社外取締役在任年数：5年（本定時株主総会の終結の時）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

西川三佐子氏は、中国生産性本部において人材育成や組織の活性化について研究を重ね、現在は人材育成・経営品質の分野に精通した組織活性化のアドバイザーとして活躍しています。同氏はこれまで、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の知見に基づき客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただいております。当社の経営品質向上に寄与いただけるものと期待しております。経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、中国生産性本部の業務執行者です。当社は同本部の中国経営品質協議会に加入しておりますが、その取引額は同本部の直近3事業年度の年間平均売上高の2%未満であり、当社の定める独立性基準に影響を及ぼす額ではありません。

候補者
番号

5

すぎ
杉

ぐち
口

やす
安

ひろ
弘

(1957年3月12日生)

再任

男性

社外

独立

略歴、当社における地位および担当

1979年4月 伊藤萬株式会社（現 日鉄物産株式会社）入社
2008年6月 住金物産株式会社（現 日鉄物産株式会社）執行役員
2011年6月 同社執行役員
住金物産マテックス株式会社（現 日鉄物産マテックス株式会社）代表取締役社長
2013年10月 日鉄物産株式会社執行役員
日鉄住金物産マテックス株式会社（現 日鉄物産マテックス株式会社）代表取締役社長
2015年4月 日鉄物産株式会社常務執行役員
2016年6月 日鉄物産株式会社取締役常務執行役員
2021年6月 日鉄物産株式会社顧問
2022年8月 当社非常勤顧問
2023年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

- 所有する当社の株式の数：713株
- 取締役会出席状況：14回中14回出席（100%）
- 社外取締役在任年数：3年（本定時株主総会の終結の時）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

杉口安弘氏は、企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有し、客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただいております。当社の企業価値向上に寄与いただけるものと期待しております。経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、日鉄物産株式会社の取締役、同子会社の代表取締役などの要職を歴任し、2022年6月に同社顧問を退任されました。当社は同社から鉄鋼製品（資材）を購入しておりますが、その取引額は同社の直近3事業年度の年間平均売上高の2%未満であり、当社の定める独立性基準に影響を及ぼす額ではありません。

また、同社が保有する当社株式は発行済株式総数の1.0%にとどまることおよび同氏が同社を退職してから期間が経過していることにより、同社の意向が当社に影響を与えることはなく、独立性に影響を及ぼすところはありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会を通じての保有分（1株未満切捨て）を含めた、2026年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 西川三佐子氏、杉口安弘氏は社外取締役候補者であります。
当社は西川三佐子氏、杉口安弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 杉口安弘氏は、過去10年間に於いて、当社子会社であるKITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.および当社の特定関係事業者（当社の子会社を除く。）であるKITAGAWA-NORTHTECH INC.の業務執行者でない役員（非常勤取締役）であったことがあります。
5. 当社は、西川三佐子氏、杉口安弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、西川三佐子氏、杉口安弘氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役が過半数を占める取締役会における審議を経ております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における現在の地位	取締役会への 出席状況
1	野 上 武 志 の がみ たけ し 社 外	再任 男性 社 外 独 立	14/14回 (100%)
2	貝 原 潤 司 かい はら じゅん じ 社 外	再任 男性 社 外 独 立	14/14回 (100%)
3	平 浩 介 たいら こう すけ 社 外	再任 男性 社 外 独 立	14/14回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

1987年4月 株式会社広島銀行入行
2015年4月 同社東部統括本部担当部長
2017年4月 同社営業統括部室長
2018年4月 同社個人ローン部長
2020年4月 同社人事総務部付
2020年6月 当社常勤監査役
2022年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

なし

- 所有する当社の株式の数：1,558株
- 取締役会出席状況：14回中14回出席（100%）
- 監査等委員である社外取締役在任年数：4年（本定時株主総会の終結の時）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

野上武志氏は、金融機関で培われた豊富な業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有し、客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただいております。当社の経営に対する監査・監督機能の強化に寄与いただけるものと期待しております。経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監査・監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、株式会社広島銀行の業務執行者でありました。同行は当社の主要取引銀行ではありますが、その取引額は独立性に影響を及ぼす額ではありません。また、同行が保有する当社株式は発行済株式総数の4.6%にとどまり、同行の意向が当社に影響を与えることはなく、独立性に影響を及ぼすところはありません。

略歴、当社における地位および担当

1974年7月 貝原織布株式会社（現 カイハラ株式会社）入社
1991年9月 同社取締役副社長
2003年4月 同社代表取締役社長
2014年5月 同社代表取締役副会長
2018年6月 当社監査役
2022年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2023年6月 カイハラ株式会社代表取締役会長
2026年5月 カイハラ株式会社取締役相談役（現任）

重要な兼職の状況

なし

- 所有する当社の株式の数：646株
- 取締役会出席状況：14回中14回出席（100%）
- 監査等委員である社外取締役在任年数：4年（本定時株主総会の終結の時）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

貝原潤司氏は、企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有し、客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただいております。当社の経営に対する監査・監督機能の強化に寄与いただけるものと期待しております。経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監査・監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、カイハラ株式会社取締役相談役であります。当社と同社の間には取引関係がありません。

候補者
番号

3

たいら
平

こう
浩
すけ
介

(1954年6月6日生)

再任

男性

社外

独立

略歴、当社における地位および担当

1985年3月 財団法人松下政経塾卒業
1986年4月 広島県議会議員
1987年1月 クロダルマ株式会社取締役（現任）
1997年7月 広島県監査委員
2008年3月 財団法人広島県学校給食会（現 公益財団法人広島県学校給食会）会長兼理事長
2013年4月 同会理事長
2019年6月 当社監査役
2022年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2022年7月 一般社団法人全国学校給食推進連合会代表理事

重要な兼職の状況

なし

- 所有する当社の株式の数：583株
- 取締役会出席状況：14回中14回出席（100%）
- 監査等委員である社外取締役在任年数：4年（本定時株主総会の終結の時）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

平浩介氏は、企業経営や各種団体の要職で培われた豊富な業務経験と知見を有し、客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただいております。当社の経営に対する監査・監督機能の強化に寄与いただけるものと期待しております。経営陣から独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監査・監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、クロダルマ株式会社取締役であります。当社と同社の間には取引関係がありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会を通じての保有分（1株未満切捨て）について、2026年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 野上武志氏、貝原潤司氏、平浩介氏の3氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は野上武志氏、貝原潤司氏、平浩介氏の3氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
4. 野上武志氏は、当社の子会社である北川冷機株式会社、株式会社北川製作所、北川グレステック株式会社の監査役を兼務しております。
5. 当社は野上武志氏、貝原潤司氏、平浩介氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、野上武志氏、貝原潤司氏、平浩介氏の再任が承認された場合は、3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案による選任の効力は、候補者 杉口安弘氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期中であることに鑑み、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役が過半数を占める取締役会における審議を経ております。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

すぎ ぐち やす ひろ
杉 口 安 弘 (1957年3月12日生)

男性 社外 独立

略歴、当社における地位および担当

1979年4月 伊藤萬株式会社（現 日鉄物産株式会社）入社
2008年6月 住金物産株式会社（現 日鉄物産株式会社）執行役員
2011年6月 同社執行役員
住金物産マテックス株式会社（現 日鉄物産マテックス株式会社）代表取締役社長
2013年10月 日鉄物産株式会社執行役員
日鉄住金物産マテックス株式会社（現 日鉄物産マテックス株式会社）代表取締役社長
2015年4月 日鉄物産株式会社常務執行役員
2016年6月 日鉄物産株式会社取締役常務執行役員
2021年6月 日鉄物産株式会社顧問
2022年8月 当社非常勤顧問
2023年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

なし

- 所有する当社の株式の数：713株
- 取締役会出席状況：14回中14回出席（100%）
- 社外取締役在任年数：3年（本定時株主総会の終結の時）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

杉口安弘氏は、企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有し、客観的・中立的な視点から経営へのご意見やご指摘をいただいております。客観的な立場で経営に対する監査・監督を行う監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。選任後はこれらの経験と知見を活かし、適正かつ有益な監査を行っていただけるものと期待しております。

独立性に関する考え方

同氏は当社の独立性基準を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、日鉄物産株式会社の取締役、同子会社の代表取締役などの要職を歴任し、2022年6月に同社顧問を退任されました。当社は同社から鉄鋼製品（資材）を購入しておりますが、その取引額は同社の直近3事業年度の年間平均売上高の2%未満であり、当社の定める独立性基準に影響を及ぼす額ではありません。

また、同社が保有する当社株式は発行済株式総数の1.0%にとどまることおよび同氏が同社を退職してから期間が経過していることにより、同社の意向が当社に影響を与えることはなく、独立性に影響を及ぼすところはありません。

- (注) 1. 候補者は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会を通じての保有分（1株未満切捨て）について、2026年3月31日現在の状況を記載しております。
4. 候補者は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
候補者は現在当社の社外取締役であり、当社は候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は引き続き候補者を独立役員とする予定であります。
5. 候補者は、過去10年間において、当社子会社であるKITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.および当社の特定関係事業者（当社の子会社を除く。）であるKITAGAWA-NORTHTECH INC.の業務執行者でない役員（非常勤取締役）であったことがあります。
6. 当社は、候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、候補者との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考 取締役候補者のスキルマトリックス

本定時株主総会において、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および取締役の主要な専門性と経験は、以下のとおりです。

区分	氏名	企業経営	営業・マーケティング	グローバル経験	法務・コンプライアンス	財務・会計	生産・技術	人材育成 ダイバーシティ
監査等委員 でない取締役	北川 祐治	●	●	●		●	●	
	北川 宏	●	●	●		●		
	岡野 帝男	●	●		●	●	●	●
	西川 三佐子		●		●			●
	杉口 安弘	●	●	●		●		
監査等委員 である取締役	野上 武志				●	●		
	貝原 潤司	●	●	●		●	●	
	平 浩介				●	●		●

※上記の内容は、取締役候補者の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

【社外役員独立性基準】

当社は、当社の社外役員が次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けるものと判断します。

1. 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者(注1)
2. 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者(注2)
3. 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者(注3)
4. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
5. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に直近3事業年度における年間平均1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
8. 上記1.から7.までの重要な者(注4)の配偶者又は2親等以内の親族、同居の親族である者

注1：「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみでなく、使用人を含む。監査役は含まれない。

注2：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近3事業年度における年間平均売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。

注3：「当社グループの主要な取引先である者」とは、当社グループに対して、当社グループの直近3事業年度における年間平均売上2%以上の額の支払いを行っている者をいう。

注4：「重要な者」とは、各会社・取引先の取締役(社外取締役を除く)・執行役・部長、監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等をいう。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）における世界経済は、米国の通商政策や中国経済の減速、イスラエル・パレスチナ間の紛争に加え、2月には米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃が行われるなど中東における地政学的リスクが一段と高まり、先行き不透明な状況が続きました。これに伴う原油価格の上昇や物流網への影響は、世界的なエネルギー価格の押し上げ要因となり、世界経済の停滞を招き得る新たなリスクとして顕在化しました。国内経済におきましても雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の底堅さや、旺盛なインバウンド需要に支えられ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、深刻な人手不足に伴う人件費の上昇や物価の高止まり、金利上昇など不確実性の高い状況が続きました。

このような経営環境のもと、当社グループの売上高につきましては、金属素形材事業においてメキシコ子会社で自動車部品の受注量が減少し減収となったものの、工作機器事業では海外市場での売上が増加したほか、産業機械事業においてコンクリートプラント事業のメンテナンス工事が好調に推移し、荷役機械事業でも大型クライミングクレーンおよびマストの売上が増加したことから、前期比で増収となりました。

営業利益につきましても、産業機械事業のコンクリートプラント事業におけるメンテナンス工場の売上増加、金属素形材事業におけるコスト低減活動や販売価格改定などにより前期比で増益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、当社およびタイ子会社において有形固定資産の売却に伴う特別利益を計上したため、前期比で大きく増加しました。

以上により、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高58,415百万円（前期比 2.0%増）、営業利益2,688百万円（前期比 43.6%増）、経常利益2,545百万円（前期比 9.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,128百万円（前期比 150.9%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

キタガワ グローバル ハンド カンパニー（工作機器事業）

当カンパニーの売上高につきましては、国内市場は減少しましたが海外市場で中国やインドなどを中心にEMS（電子機器受託製造）関連の売上が増加し、9,870百万円（前期比 9.3%増）となりました。一方、セグメント利益（営業利益）につきましては、国内市場の減収や海外市場における価格競争、工場移設に伴う一時的な費用の発生等により221百万円（前期比 48.3%減）となりました。

キタガワ サン テック カンパニー（産業機械事業）

当カンパニーの売上高につきましては、コンクリートプラント事業のメンテナンス工事が好調に推移したこと、また、荷役機械事業においても大型クライミングクレーンおよびマストの売上が前期比で増加したため、22,003百万円（前期比 10.0%増）となりました。セグメント利益（営業利益）につきましても、コンクリートプラント事業の売上増加および荷役機械事業の収益改善、自走式立体駐車場事業の収益の安定化により、2,806百万円（前期比 68.2%増）となりました。

キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー（金属素形材事業）

当カンパニーの売上高につきましては、自動車エンジン部品の需要伸長により国内生産は堅調に推移しましたが、半導体不足による自動車メーカーの減産や鋳物部品の需要減少などの影響によりメキシコ子会社の生産量が減少したため、24,319百万円（前期比 1.6%減）となりました。一方、セグメント利益（営業利益）につきましては、ライン稼働率の向上による固定費効率の改善、歩留まり改善や工程合理化等のコスト構造改革、間接業務の効率化に努めたことで、606百万円（前期セグメント損失（営業損失） 128百万円）となりました。

半導体関連事業

当事業セグメントの売上高につきましては、連結子会社である北川グレステック株式会社において、AI関連需要に係る消耗品販売や受託加工が堅調に推移しましたが、前期でハードディスク製造装置の大型案件が完了した影響が大きく、1,780百万円（前期比 29.1%減）となりました。また、セグメント利益（営業利益）につきましても、売上高減少の影響を受け、138百万円（前期比 76.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、主として本社工場の再構築に伴い、本山工場の工場建屋の改修及び、工作機器製造設備を増設しております。

当連結会計年度の設備投資総額は、3,141百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特別な資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、企業ビジョンを「株式会社北川鉄工所はものづくりという業にあって、お客様の喜びを我々の喜びとし、素直な心を尊び、勇気ある行動を敬い、自己実現の場として自律した活力あるリーダーを育成し、技術を誇り、未知なる世界に挑戦する Quality Businessを実践する集団である。」と定めております。

当社グループは、この価値観を全社員が共有・実践し、ものづくり企業としての持続的な成長および中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

②目標とする経営指標

当社グループは、2021年度に長期経営計画「Plus Decade 2031」を策定し、2031年度に連結売上高1,000億円を経営目標として掲げております。

当該目標の達成に向け、2025年度から2027年度までの3か年を対象とする「中期経営計画 2027」を2024年11月に策定いたしました。本計画においては、資本コストを上回る収益性の確保を最優先課題と位置付け、2027年度の経営指標としてROICを6.0%、ROEを6.5%と目標に設定しております。

また、資本政策については、キャピタリゼーション比率を25～30%の範囲で維持しつつ、新規事業投資と株主還元の両立を図り、自己資本と有利子負債の最適なバランスの実現を目指してまいります。

当社グループは、「Plus Decade 2031」の実現に向け、基盤事業の収益力強化を着実に進めるとともに、将来の事業構造および収益構造の変革に資する強固な経営基盤の構築に取り組んでまいります。

③中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、グループ全体の視点から事業および組織のビジョンを明確化し、中長期的な戦略を推進しております。「Plus Decade 2031」においては、「4つの価値観を実践し、世界基準の成長を実現する」をビジョンとして掲げ、当社の行動原理であ

る「4つの価値観」を実践することで、グローバル経済の成長に即応した継続的な事業規模の拡大を図ってまいります。本計画の骨子として、以下の3点を重点戦略項目として取り組んでおります。

1) 事業構造の転換

当社グループが展開する工作機器、産業機械、金属素形材、半導体関連の4事業について、既存事業のポートフォリオを見直すとともに、新事業分野の創出およびM&Aの戦略的活用により、成長領域への事業展開を加速させ、事業構造の再構築を図ってまいります。

2) 経営品質の進化

ITインフラの強化やAI・3Dモデルの活用など最先端情報技術を実装することで技術基盤を確立してまいります。また、資源の再利用やCO₂削減に寄与する商品開発を行い、脱炭素社会の実現に貢献することを目指します。

3) 人材育成

「企業成長の根幹は人材である」との認識のもと、「働きやすく、成長できる企業へ」をテーマに掲げ、自律的に学び、行動できる人材の育成に注力しております。また、ジェンダーギャップの解消やダイバーシティ&インクルージョンの推進を通じ、多様な人材が活躍できる基盤を構築してまいります。

④会社の対処すべき課題

1) 事業ポートフォリオの転換

経営資源の選択と集中という観点から、抜本的な事業構造の変革を推進するとともに、社外連携やM&Aの活用による既存事業の市場拡大および新規市場の開拓に努め、持続的な企業成長に資する新たなビジネスモデルの創出に取り組んでいきます。

2) 既存事業の基盤強化

キタガワ グローバル ハンド カンパニー（工作機器事業）

半導体、航空機などの成長産業向けに、高付加価値な新製品や自動化パッケージを投入してまいります。また、インドでの現地生産拡充やメキシコやベトナムといった重点市場におけるエンジニアリングおよびアフターサービスを強化し、グローバルシェアの拡大と収益力の強化を同時に図ります。あわせて、製品群の選択と集中、DXによる業務の高度化、ローコストオペレーションの実現により収益向上と持続的な企業価値の向上に邁進してまいります。

キタガワ サン テック カンパニー（産業機械事業）

コンクリートプラント事業は、競争力を持つリードタイムの実現を図るとともに高付加価値オプションの投入により収益力を高めてまいります。環境分野は新規ビジネスの早期確立に注力してまいります。荷役機械事業は、特殊荷役機械を事業の柱へと育成させ、品質と開発プロセスの改善による既存製品の競争力の引き上げ、大型クレーニングクレーンの戦略的販売と、生産体制の強化を推進してまいります。自走式立体駐車場事業は、「スーパーロングスパン（SLS）」のブランド力向上と工程・原価管理の徹底により、高収益構造の維持と向上に取り組んでまいります。

キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー（金属素形材事業）

既存事業につきましては、販売価格の適正化を推進し、価格競争力の強化および安定的な収益構造への転換を図ります。また、操業度の改善に注力し、生産キャパシティの拡大とコスト競争力の強化を追求いたします。あわせて、少量多品種・試作ビジネスへ対応可能な生産体制の整備を進めるとともに、新規事業の探索に注力し、次なる収益の柱の育成に取り組んでまいります。

半導体関連事業

営業拠点の増設および組織の再編成を行い、半導体関連装置のさらなる受注拡大を目指してまいります。あわせて、長岡研究所に新たに建設した研究開発棟を活用し、製品開発を加速させてまいります。また、販売を強化してきた半導体関連装置の受注が堅調に推移しており、次期の売上に貢献する見込みです。

3) 働きやすく成長できる環境の構築

多様な働き方やコミュニケーションの促進などに取り組み、心理的安全性の高い労働環境を整備してまいります。また、成長を促進するために、個々のキャリア形成支援や評価・処遇等の人事制度の見直しを行ってまいります。これらの取り組みによって、人材育成の基盤を構築し、社員が成長や働きがいを実感し、自律した活力ある人材へ成長することを目指してまいります。

4) デジタル技術活用による業務改革

DX化を加速させるため、人的資源の拡充やITインフラの戦略的更新を実施します。3DモデルやAI、ARなどの活用により、生産性の向上や新たな付加価値の創出に繋がっていきます。また、情報セキュリティ対策の充実や基幹システムの再構築によりIT化のリスクの極小化を目指してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第113期 (2023年3月期)	第114期 (2024年3月期)	第115期 (2025年3月期)	第116期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)		59,700	61,567	57,280	58,415
営 業 利 益 (百万円)		194	1,680	1,872	2,688
経 常 利 益 (百万円)		1,034	2,409	2,315	2,545
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		△418	1,267	1,246	3,128
1 株 当 た り 当期純利益又は当期純損失 (△) (円)		△45.15	137.27	135.00	338.25
総 資 産 (百万円)		74,480	80,142	82,000	84,912
純 資 産 (百万円)		37,066	40,031	41,739	45,962

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第113期 (2023年3月期)	第114期 (2024年3月期)	第115期 (2025年3月期)	第116期 (当期) (2026年3月期)
売 上 高 (百万円)		54,015	51,713	47,623	50,289
営 業 利 益 (百万円)		1,382	1,842	1,502	2,306
経 常 利 益 (百万円)		2,935	3,019	2,080	2,443
当 期 純 利 益 (百万円)		381	1,175	1,236	1,351
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		41.25	127.37	133.92	146.17
総 資 産 (百万円)		71,807	74,382	73,392	75,732
純 資 産 (百万円)		35,234	36,872	37,376	38,799

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社北川製作所	40百万円	77.5%	工作機器等の加工
北川冷機株式会社	70百万円	100.0%	鋳鉄製品等の加工
北川グレステック株式会社	90百万円	100.0%	半導体・ハードディスクに関連する製造装置等の製造及び販売
KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.	2,560百万バーツ	100.0%	鋳鉄製品の製造加工及び販売
上海北川鉄社貿易有限公司	20百万円	100.0%	工作機器の販売
北川(瀋陽)工業機械製造有限公司	5,500千ドル	100.0%	工作機器の製造及び販売
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.	1,296百万ペソ	100.0%	鋳鉄製品の製造加工及び販売
KITAGAWA TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	3百万バーツ	100.0%	工作機器の販売
KITAGAWA TECHNOLOGY INDIA PVT.LTD.	98百万インドルピー	99.5% (0.5%)	工作機器の製造

- (注) 1 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 2 「当社の議決権比率」欄の()は、間接所有の割合を内書で記載しております。
 KITAGAWA(THAILAND)CO.,LTD.は、2025年3月12日開催の取締役会で解散が決議され、清算手続中です。
 3 株式会社AileLinXは2026年3月27日付にて清算終了いたしました。

(11) 主要な事業セグメント (2026年3月31日現在)

次に掲げた商品の製造、販売及びサービスの提供を主な事業といたしております。

事業部門	主要な商品およびサービス
キタガワ グローバル ハンド カンパニー (工作機器事業)	旋盤用チャック、油圧回転シリンダ、NC円テーブル、パワーバイス、グリッパ
キタガワ サン テック カンパニー (産業機械事業)	コンクリートプラント、コンクリートミキサ、ビル建築用クレーン、環境関連設備、リサイクルプラント、自走式立体駐車場
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー (金属素形材事業)	生型鋳造、消失模型鋳造の製法により製造する自動車部品・建設機械部品・農業機械部品
半導体関連事業	半導体製造装置、半導体受託加工、ハードディスク研磨装置及びライン構築、精密研磨装置、精密研磨消耗品、精密研磨受託加工

(12) 主要拠点等 (2026年3月31日現在)

① 当 社

本 社：広島県府中市元町77番地の1

支 店：広島（府中市）、宮城（仙台市）、東京（台東区）、埼玉（さいたま市）、
愛知（名古屋市）、大阪（大阪市）、福岡（福岡市）

営 業 所：北海道（札幌市）、新潟（新潟市）、香川（丸亀市）、沖縄（那覇市）

工 場：広島（府中市・福山市・世羅町）、埼玉（さいたま市）、和歌山（橋本市）

② 子 会 社

株式会社北川製作所（本社：広島県府中市）

北川冷機株式会社（本社：広島県世羅郡世羅町）

北川グレステック株式会社（本社：千葉県千葉市）

KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD. (タイ)

上海北川鉄社貿易有限公司（中国）

北川（瀋陽）工業機械製造有限公司（中国）

KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V. (メキシコ)

KITAGAWA TRADING (THAILAND) CO.,LTD. (タイ)

KITAGAWA TECHNOLOGY INDIA PVT.LTD. (インド)

(13) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の状況

使用人の数	前連結会計年度末比増減
2,221名	54名減

② 当社の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,412名	2名増	43.3歳	17.2年

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 広 島 銀 行	10,676 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,903
株 式 会 社 中 国 銀 行	953
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	839
両 備 信 用 組 合	400
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	263

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 30,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 9,650,803株 (自己株式 399,282株を含む)
- (3) 株 主 数 10,283名 (前期比 606名増)
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	815 千株	8.81 %
北 川 鉄 工 所 み の り 会	748	8.09
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	483	5.23
株 式 会 社 広 島 銀 行	446	4.82
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	230	2.49
北 川 鉄 工 所 自 社 株 投 資 会	229	2.48
秋 元 利 規	200	2.16
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	176	1.90
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	171	1.85
北 川 祐 治	143	1.55

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式を399,282株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 上記株主の英文名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。
 4. 北川祐治氏の持株数には、役員持株会を通じての保有分を含めております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	6,800 株	3 名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等」に記載のとおりです。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役	北 川 祐 治	会長	株式会社北川製作所代表取締役会長 北川冷機株式会社代表取締役社長 府中商工会議所会頭
代表取締役	北 川 宏	副会長	
代表取締役	岡 野 帝 男	社長執行役員兼開発本部長	
取 締 役	西 川 三佐子		
取 締 役	杉 口 安 弘		
取 締 役 (常勤監査等委員)	野 上 武 志		
取 締 役 (監査等委員)	貝 原 潤 司		カイハラ株式会社代表取締役会長
取 締 役 (監査等委員)	平 浩 介		

- (注) 1. 取締役 西川三佐子氏、杉口安弘氏、野上武志氏、貝原潤司氏および平浩介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員 野上武志氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、監査等委員 野上武志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役 西川三佐子氏、杉口安弘氏、野上武志氏、貝原潤司氏および平浩介氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除き、以下においても同様とする。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その内容は以下のとおりです。決定方針は、公平性・透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める取締役会にて決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が社外取締役が過半数を占める取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

なお、当社は2026年4月17日に取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しており、次期以降は、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内において、指名・報酬委員会の答申を尊重したうえで取締役会にて決定することとしております。

1. 報酬の額またはその算定方法の基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を動機づける報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

2. 報酬の決定方針

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」「賞与」「非金銭報酬等」によって構成され、これらの比率は、当社の事業環境や他社水準に鑑み、適切な割合となるように設定することを方針としております。なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立

場であることを考慮し、基本報酬（固定報酬）のみとしております。

3. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

- (1) 「基本報酬」は月例の固定報酬として支給しております。その額については、株主総会決議によって決定した限度額において、職位別に決定しております。
- (2) 「賞与」は原則として毎年一定の時期に支給しております。その額については、株主総会決議によって決定した限度額において、会社の業績、世間水準等を総合的に勘案し、決定しております。
- (3) 「非金銭報酬等」は毎年一定の時期に譲渡制限付株式として支給しております。その株式数については、株主総会決議によって決定した限度額において、職位別に決定しております。

4. 個人別報酬の内容の決定方法

当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会から委任を受けた代表取締役会長 北川祐治が、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内で決定しています。これらの権限を委任した理由は、当社の要職を歴任し、豊富な経営経験を有しているとともに、当社グループを取り巻く経営環境等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためです。

② 当事業年度に係る報酬等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の人数
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である 取締役を除く。） （うち社外取締役）	153 (9)	126 (9)	27 (—)	— (—)	5名 (2名)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	26 (26)	26 (26)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合 計 （うち社外役員）	180 (36)	152 (36)	27 (—)	— (—)	8名 (5名)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第112回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役は年額50百万円以内。但し、いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。上記の定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は2名）です。この報酬限度額には、譲渡制限付株式報酬額を含んでおります。譲渡制限付株式報酬については、上記の定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、前記報酬限度額の範囲内で、年額50百万円、当社の普通株式年4万株を上限として支給することと決議をいただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第112回定時株主総会において年額50百万円以内と決議をいただいております。上記の定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。
3. 賞与の額は、取締役3名に対する株式報酬を含んだ役員賞与引当金の計上額です。なお、前事業年度の事業報告に記載の引当金計上額に対する戻入額5百万円が生じております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分・氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役（監査等委員） 貝原潤司	カイハラ株式会社 代表取締役会長	当社とカイハラ株式会社との間には、特別の取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 西川三佐子	取締役会 14/14回 出席	主に人材育成・経営品質の分野に精通した組織活性化のアドバイザーとしての見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に人材開発について客観的・専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適正な役割を果たしております。
取締役 杉口安弘	取締役会 14/14回 出席	主に産業機械・工作機械を取り扱う専門商社の企業経営で培われた豊富な業務経験と知見を有しており、取締役会では経営全般にわたり、客観的・専門的な立場から積極的に発言を行っております。
取締役（監査等委員） 野上武志	取締役会 14/14回 出席 監査等委員会 15/15回 出席	主に金融機関における業務経験者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性および妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会では監査の実施状況及び結果を報告し、他の監査等委員と活発な意見交換を行っております。
取締役（監査等委員） 貝原潤司	取締役会 14/14回 出席 監査等委員会 15/15回 出席	主に企業経営者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性および妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会では、常勤監査等委員から監査の実施状況及び結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行っております。
取締役（監査等委員） 平浩介	取締役会 14/14回 出席 監査等委員会 15/15回 出席	主に各種団体の要職歴任者としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性および妥当性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査等委員会では、常勤監査等委員から監査の実施状況および結果の報告を受け、外部の視点から意見を述べ、活発な意見交換を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 53百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 53百万円

(注) 1. 当社監査等委員会は、取締役及び経理部並びに会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取等を通じて、会計監査人の職務の執行状況、監査計画の内容、報酬の見積根拠等を検討し、総合的に勘案した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断し、同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な在外子会社であるKITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.、KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.、北川（瀋陽）工業機械製造有限公司、上海北川鉄社貿易有限公司、KITAGAWA TRADING (THAILAND) CO.,LTD.、KITAGAWA TECHNOLOGY INDIA PVT.LTD. については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則」に基づく賦課金に係る特例の認定の申請に係る業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、当社監査等委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他の職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役および使用人の行動規範としてキタガワ企業行動憲章およびキタガワ自主行動基準を定め、これを遵守する。
- ② 取締役会の運営については取締役会規程に定められており、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じた臨時取締役会の開催によって、相互の意思疎通を図るとともに、相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令・定款の違反行為を未然に防止する。また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については監査等委員会の定める監査等委員会規程に従い、監査等委員の監査対象になっている。
- ③ 取締役会は、内部統制システムの基本事項および重要事項を決定し、その構築、維持、向上を推進するとともに、その下部組織としてコンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンスに関する個別の課題について協議、決定を行うとともにコンプライアンスプログラムの策定および進捗状況の管理を行う。
- ④ 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会にて報告するものとする。なお業務の適正を確保するための組織規程および事務関係手続規程の各種制度は取締役の行為にも向けられており、その整備、確立も取締役の法令違反行為の抑制、防止に寄与するものである。
- ⑤ 当社は相談通報体制を設け、取締役および使用人が社内外においてコンプライアンス違反行為が行われたり、行われようとしていることを知ったときには、総務部長、人事部長または常勤監査等委員に通報しなければならないこととする。
- ⑥ 監査等委員は当社の法令遵守体制および相談通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行にかかる情報については、法令および社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存を行う。
- ② 情報の管理については内部情報管理規程を定めて対応し、個人情報については個人情報保護規程に基づき厳格に管理を行う。

(3) 当社の損失の危険に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程を策定するとともに当社グループのリスク管理を統括し、リスク管理の推進に関わる課題および対応策を協議・決定する組織として全取締役を委員とする全社リスク管理委員会を設置する。
- ②全社リスク管理委員会のもとに各カンパニーまたは各本部を取り巻くリスクを特定・管理する組織として、各カンパニーおよび開発本部・DX戦略本部・経営管理部門を構成部門としたコーポレート部門にリスク管理委員会を設置する。
- ③各カンパニーおよびコーポレート部門のリスク管理委員会で特定されたリスクは、リスク対策チームを組成しリスク管理の方法を検討し実行する。
- ④リスク対策チームでの検討内容はリスクレベルに応じ規程で定められた会議体において報告を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款、取締役会規程に定める取締役会付議事項の審議を行う。
- ② 取締役の経営意思決定機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入し、執行役員は、取締役会において業務の執行状況を報告・確認し、取締役会の決定事項を効率的かつ効果的に執行する。

(5) 当社および当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、キタガワ企業ビジョンを共有し、当社グループ各社に適用するキタガワ企業行動憲章およびキタガワ自主行動基準をもとに各社で諸規程を定めて業務の運営を行う。
- ② 当社は、当社グループ各社に対して年度毎に当社の経営基本方針を周知し、当社意向の徹底と問題の共有を行い、毎月の当社取締役会においても当社グループ各社の状況把握と事業戦略を協議する。
- ③ 当社グループ各社は定期的に各々の取締役会を開催し、重要案件の審議を行い、その結果を当社に報告する。また、当社グループ各社は社長をコンプライアンス担当責任者として、コンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスに関する取り組みを行う。
- ④ 当社コンプライアンス委員会は当社グループ各社のコンプライアンス担当責任者に指導、指示を行う。
- ⑤ 当社グループは相談通報体制を設けており、当社グループの取締役および使用人にコンプライアンス違反があったとき、行われようとしていることを知ったときには、当社グループの相談通報窓口に通報しなければならないこととする。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、内部監査部門に属する使用人を監査等委員補助者とし、監査等委員補助者は監査等委員の指揮、命令の下で職務を遂行する。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員補助者を設置した場合、その監査等委員補助者の人事（異動・評価等）については、監査等委員会との協議による。
- ② 監査等委員補助者は、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役または使用人の指揮命令を受けない。

(8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社グループは相談通報体制を設けており、当社グループの取締役および使用人（これらの者から報告を受けた者を含む。）は、当社グループの業務または業績に重要な影響を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、直ちに監査等委員会に報告する。
- ② 監査等委員はいつでも必要に応じて当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

(9) 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

(10) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必須でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

(11) 当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、経営の基本方針、会社が対処すべき課題、当社グループを取り巻く事業上の重大なリスク、監査等委員会の監査上の重要課題等について意見交換できる体制を整備する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力が当社グループの活動に関与し、影響を与えることへの防止を図るための反社会的勢力排除に向けた基本方針を次のとおり定め取り組む。

- 1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。
- 2) 反社会的な活動や勢力の威嚇には警察・弁護士等と連携して立ち向かう。
- 3) 自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、または暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 職務執行の適正および効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は取締役8名（うち社外取締役5名）で構成されております。経営会議は取締役会出席者のほか、執行役員13名（うち委任型執行役員7名）を含んで構成しております。取締役会は14回、定款の規定に基づく書面決議は2回、経営会議は2回開催し、当社および当社グループ各社の重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、社外取締役は、これらの会議に出席して独立的な立場から意見を表明し、経営の監視・監督を行っております。

② 損失の危険等に関する管理、取り組み状況

主要な損失の危機について、当社では法令違反・不正行為等の早期発見およびこれらを未然に防止することを目的として、会長を委員長とし全取締役を委員とするキタガワコンプライアンス委員会を設置しており、委員会を1回開催しております。委員会ではコンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案等を協議しております。また、各部門にコンプライアンス推進担当者を配置して推進会議を2回開催し、コンプライアンス推進に関する活動および問題の把握並びに改善等を行っております。コンプライアンス事務局は、当社および国内子会社の全社員を対象とした研修および階層別の研修を実施するとともに毎月コンプライアンス便りを配信し、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにすることを目的として、全取締役を委員とするリスク管理委員会を11回開催しております。

さらに、BCP（事業継続計画）の一環として、災害時に備えて自然災害対応マニュアル

を策定して当社グループの全社員へ周知を行っております。

- ③ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に対する取り組み状況
当社グループは、当社の企業理念、基本方針を共有し、各社で諸規程を定めて業務の運営を行っております。当社取締役会は、当社グループ各社に対し業務執行の状況について報告を求め、業務執行の監督を行っております。重要な業務執行に関する意思決定については、当社の取締役会または、社長の承認を得る手続きを定め運用しております。また、内部統制システム全般の整備、運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし改善を進めております。監査等委員は、一部の子会社の取締役会への出席、子会社への往査等を通じて監査を行っております。
- ④ 監査等委員の監査が実効的に行われることに対する取り組みの状況
監査等委員は、監査等委員会を15回開催し、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議・決議を行っております。
監査等委員は取締役会、経営会議等への出席、取締役からの説明の聴取等を通じて、意思決定の過程、業務の進捗状況、当社の内部統制の構築および運用の状況について確認を行うとともに、必要に応じて意見を表明しております。また、会計監査人、内部監査部門と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めております。
- ⑤ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備状況
反社会的勢力に対する基本方針をキタガワ自主行動基準に明記するとともに、コンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力との一切の関係遮断について周知を図っております。他社との契約に際しては反社会的勢力排除条項を必ず明記する等の対処を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,114	流動負債	22,731
現金及び預金	11,965	支払手形及び買掛金	3,820
受取手形	60	電子記録債権	3,419
売掛金	8,881	短期借入金	6,680
約束手形	37	1年内返済予定の債権	1,108
電子記録債権	5,840	長期借入金	64
商品及び製品	5,159	リース負債	310
仕掛品	6,102	未払法人税等	310
原材料及び貯蔵品	3,009	契約負債	3,842
その他金銭債権	1,073	賞与引当金	705
貸倒引当金	△16	役員賞与引当金	27
固定資産	42,797	製品保証引当金	54
有形固定資産	25,349	その他の負債	2,697
建物及び構築物	8,388	固定負債	16,218
機械装置及び運搬具	10,712	長期借入金	8,382
土地	3,761	リース負債	155
リース資産	251	繰延税金負債	3,324
建設仮勘定	1,475	退職給付に係る負債	4,208
その他固定資産	760	その他の負債	147
無形固定資産	969	負債合計	38,950
のれん	446	(純資産の部)	
その他の資産	523	株主資本	37,363
投資その他の資産	16,478	資本剰余金	8,640
投資有価証券	5,555	利益剰余金	4,886
繰延税金資産	36	自己株式	△754
退職給付に係る資産	10,751	その他の包括利益累計額	8,593
貸倒引当金	△42	その他有価証券評価差額金	2,505
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	2,880
		退職給付に係る調整累計額	3,207
		非支配株主持分	4
資産合計	84,912	純資産合計	45,962
		負債及び純資産合計	84,912

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	58,415
売上原価	48,519
売上総利益	9,895
販売費及び一般管理費	7,207
営業利益	2,688
営業外収入	
受取利息	18
受取配当金	148
持分法による投資利益	20
為替差益	14
不動産賃貸料	55
スクラップ売却益	141
その他	127
営業外費用	
支払利息	360
減価償却費	37
寄付金の	200
その他	71
経常利益	669
特別利益	2,545
固定資産売却益	2,369
株式交換差益	80
特別損失	
固定資産売却損	273
固定資産除却損	342
減損	174
税金等調整前当期純利益	790
法人税、住民税及び事業税	4,204
法人税等調整額	596
当期純利益	480
非支配株主に帰属する当期純利益	3,128
親会社株主に帰属する当期純利益	0
	3,128

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,640	4,893	22,017	△777	34,773
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△554		△554
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			3,128		3,128
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		△6		25	18
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替					—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	△6	2,573	23	2,590
当 期 末 残 高	8,640	4,886	24,590	△754	37,363

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,896	△0	3,501	1,562	6,960	4	41,739
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					—		△554
親会社株主に帰属する 当期純利益					—		3,128
自己株式の取得					—		△2
自己株式の処分					—		18
利益剰余金から 資本剰余金への振替					—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	609	△0	△621	1,644	1,632	0	1,632
当 期 変 動 額 合 計	609	△0	△621	1,644	1,632	0	4,222
当 期 末 残 高	2,505	△0	2,880	3,207	8,593	4	45,962

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 9社

北川冷機(株)、(株)北川製作所、KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.、
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.、
北川（瀋陽）工業機械製造有限公司、上海北川鉄社貿易有限公司、
北川グレストック株式会社、KITAGAWA TRADING (THAILAND) CO.,LTD.、
Kitagawa Technology India Pvt.Ltd.

連結子会社であった(株)AileLinXは、2026年3月27日をもって清算終了したため、連結の範囲から除外しております。なお、清算終了までの損益計算書については連結しております。

(2) 非連結子会社の名称

System Seiko Malaysia Sdn.Bhd.

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社 2社

KITAGAWA EUROPE LTD.、KITAGAWA-NORTHTECH INC.
(株)ケーブル・ジョイは、吸収合併により消滅したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

System Seiko Malaysia Sdn.Bhd.

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
KITAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.	12月31日
KITAGAWA MEXICO,S.A.DE C.V.	12月31日
北川（瀋陽）工業機械製造有限公司	12月31日
上海北川鉄社貿易有限公司	12月31日
KITAGAWA TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は主として移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

 市場価格のない株式等

棚卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、キタガワ マテリアル テクノロジー
カンパニーは、主として売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 3～12年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

当社及び連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品保証引当金

当社及び連結子会社は、製品保証の支出に備えるため、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主要な事業	主要製品
キタガワ グローバル ハンド カンパニー (工作機器事業)	旋盤用チャック、油圧回転シリンダ、NC円テーブル、 パワーバイス、グリッパ
キタガワ サン テック カンパニー (産業機械事業)	コンクリートプラント、コンクリートミキサ、 ビル建築用クレーン、環境関連設備、リサイクルプラント、 自走式立体駐車場
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー (金属素形材事業)	自動車部品、建設機械部品、農業機械部品
半導体関連事業	半導体製造装置、半導体受託加工、 ハードディスク研磨装置及びライン構築、検査装置、 精密研磨装置、精密研磨消耗品、精密研磨受託加工

①工作機器事業及び金属素形材事業、半導体関連事業

工作機器事業、金属素形材事業、半導体関連事業の製品の販売については、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

金属素形材事業では、顧客と締結した売戻契約によって原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②産業機械事業

産業機械事業のうち、自走式立体駐車場及びコンクリートプラントについては、主に長期の請負工事契約を締結しております。一定の期間にわたり充足される履行義務については、工期がごく短期で重要性が乏しい工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、工事が完了し、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

その他の製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権債務
金利スワップ	借入金

ヘッジ方針

外貨建債権債務の為替変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を、また、借入金の金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個々の投資案件ごとに、投資の効果が発現する期間を合理的に見積り、20年以内で均等償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

会計上の見積りに関する注記

請負工事における収益認識

- | | |
|-------------------------|----------|
| 1 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 | 4,069百万円 |
| 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報 | |

請負工事として、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断して、工期がごく短期で重要性が乏しい工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。工事完了までの見積総原価については、工事の進捗等に伴い発生費用に変更が生じる可能性があることから、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、当社グループの報告セグメントを収益の認識時期に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

[収益の認識時期]

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	キタガワ グローバル ハンド カンパニー	キタガワ サン テック カンパニー	キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー	半導体 関連事業	計		
一時点で移転される財	9,870	17,934	24,319	1,780	53,905	440	54,346
一定の期間にわたり 移転される財	—	4,069	—	—	4,069	—	4,069
顧客との契約から 生じる収益	9,870	22,003	24,319	1,780	57,975	440	58,415
外部顧客への売上高	9,870	22,003	24,319	1,780	57,975	440	58,415

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,699	14,782
契約資産	385	37
契約負債	3,419	3,842

契約資産は、主に、立体駐車場事業において、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち、未回収の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件に従い、完成時点で請求し、概ね半年以内に受領しております。

契約負債は、立体駐車場事業を含む工事契約の履行義務の充足の時期に収益を認識する顧客との契約に基づいて、受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,597百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が347百万円減少した主な理由は、履行義務の充足に係る増加799百万円と完成時点による債権への振替及び契約負債との相殺による減少1,147百万円となっております。

契約負債が423百万円増加した主な理由は、工事請負に係る契約条件に定められた前受金収入による増加8,406百万円と顧客との契約から生じた債権又は契約資産との相殺による減少7,984百万円となっております。

②残存履行義務に配分した取引価格

工事契約に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は、7,523百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき期末日1年以内に約80%、残り約20%が1年超5年以内に収益として認識されると見込んでおります。

製品の販売については、当初に予想される契約期間が1年以内の契約に該当するため、実務上の便法を適用し注記の対象に含めておりません。

連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額	48,214百万円
2 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物	928百万円
機械装置及び運搬具	565百万円
土地	594百万円
計	2,088百万円
(2) 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	49百万円
長期借入金	2,034百万円
計	2,083百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失額
銑鉄鋳物加工設備	(株)北川鉄工所 福山工場 (広島県福山市)	機械装置及び建設仮勘定	174百万円

当社グループは、事業用資産については、事業の種類別セグメントを基礎として、遊休資産、賃貸資産については、物件単位ごとにグルーピングしております。

このたび、上記資産については、将来の使用見込がないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、他への転用及び売却の可能性が低いことから、その価値を零としております。

寄付金

寄付金は、広島県府中市の地域活性化支援に向けた寄付として支払しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

種類	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	9,650	—	—	9,650
合計	9,650	—	—	9,650

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	230百万円	25円	2025年3月31日	2025年6月23日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	323百万円	35円	2025年9月30日	2025年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	619百万円	利益剰余金	67円	2026年 3月31日	2026年 6月29日

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外には行わないものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外に事業を展開していることで生じる一部の外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先等の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社は外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、主に外貨建て借入金及び先物為替予約等を利用してヘッジしております。

また、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社は、各部門からの報告等に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、相当額の手許流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
①満期保有目的の債券	40	38	△1
②その他有価証券	4,606	4,606	—
資産計	4,646	4,645	△1
長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	9,491	9,267	△223
負債計	9,491	9,267	△223
デリバティブ取引	△0	△0	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
 資産

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権

これらは、現金であること、または短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,017	4,606	3,589
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		1,017	4,606	3,589

負債

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金

これらは、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務となる項目については、△で示しております。

2. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	72
関係会社株式	835
合計	908

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形	60	—	—	—
売掛金	8,881	—	—	—
電子記録債権	5,840	—	—	—
合計	14,782	—	—	—

4. 短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	6,680	—	—	—
長期借入金	1,108	7,931	451	—
リース債務	64	152	2	—
合計	7,852	8,084	454	—

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	4,606	—	—	4,606
資産計	4,606	—	—	4,606
デリバティブ取引				
通貨関連	—	0	—	0
負債計	—	0	—	0

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	38	—	38
資産計	—	38	—	38
長期借入金	—	9,267	—	9,267
負債計	—	9,267	—	9,267

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。一方で、公債は活発な市場の相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、記載を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	4,967円	53銭
1株当たり当期純利益	338円	25銭

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資産の部)				(負債の部)			
流動資産	39,440	流動負債	21,691				
現金及び預り金	7,953	支払手形	0				
受取掛手形	58	買掛金	3,471				
売掛金	8,450	電子記録債権	3,254				
約束手形	37	短期借入金	6,680				
商品及び製品	5,838	1年内返済予定の長期借入金	1,054				
仕掛品	4,050	リース負債	15				
原材料及び貯蔵品	5,367	未払消費税等	1,080				
前払費用	1,581	未払法人税等	460				
前受金	112	契約引当金	199				
貸倒引当金	6,007	賞与引当金	3,815				
固定資産	△16	役員賞与引当金	222				
有形固定資産	36,291	製造関係の電子記録債権	621				
建物	16,016	設備	27				
構築物	5,787	器具及び備品	49				
機械及び運搬装置	364	土地	389				
車両器具及び備品	5,394	建物	347				
工具	43	長期借入金	15,241				
土工	545	退職給付引当金	8,302				
建設仮勘定	3,093	繰上り延税の負債	40				
無形固定資産	50	負債合計	4,543				
土地	735		1,859				
建物	475		494				
その他の資産	239		36,932				
ア他資産	221						
証券	13						
株式	19,799						
債権	4,718						
貸付金	6,476						
金等	2						
費用	7						
収入	3,589						
当金	3						
引当金	6						
他金	6,494						
金	18						
金	136						
金	△1,183						
金	△471						
資産合計	75,732	純資産の部					
		株主資本	36,294				
		資本金	8,640				
		剰余金	5,092				
		準備金	5,080				
		利益剰余金	11				
		利益剰余金	23,315				
		利益剰余金	997				
		利益剰余金	22,317				
		利益剰余金	1,043				
		利益剰余金	3,700				
		利益剰余金	17,574				
		利益剰余金	△754				
		利益剰余金	2,505				
		利益剰余金	2,505				
		利益剰余金	△0				
		利益剰余金	38,799				
		負債及び純資産合計	75,732				

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額		
高	上				50,289	
価	原				42,487	
益	総	利			7,801	
費	一	管	理		5,494	
益	外	収			2,306	
益	取	利		343		
息	取	配	当	174		
金	動	産	賃	貸	135	
料	替	差			85	
益	ク	ラ	ッ	プ	94	
益	の				84	
他	業	外	費		918	
用	支	払	利		343	
息	貸	倒	引	当	133	
額	価	償	却		37	
費	寄	付			200	
金	そ	の			66	
他	経	常	利		780	
益	特	別	利		2,443	
益	固	定	資	産	758	
入	貸	倒	引	当	361	
益	特	別	損		1,120	
失	固	定	資	産	337	
損	減	損	損		174	
失	関	係	会	社	510	
損	投	資	損	失	408	
額	税	引	前	当		
額	法	人	税	、	332	
額	法	人	税	等	449	
額	当	期	純	利		
益	期	純	利	益	2,133	
益	法	人	税	及		
額	法	人	税	等	781	
額	当	期	純	利		
益	当	期	純	利	益	1,351

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	8,640	5,080	18	5,099
当 期 変 動 額				
圧縮記帳積立金の積立				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△6	△6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	△6	△6
当 期 末 残 高	8,640	5,080	11	5,092

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
圧縮記帳 積立金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	997	600	3,700	17,220	22,518
当 期 変 動 額					
圧縮記帳積立金の積立		476		△476	—
圧縮記帳積立金の取崩		△33		33	—
剰余金の配当				△554	△554
当 期 純 利 益				1,351	1,351
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	442	—	354	796
当 期 末 残 高	997	1,043	3,700	17,574	23,315

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△777	35,480	1,896	△0	1,896	37,376
当 期 変 動 額						
圧縮記帳積立金の積立		—				—
圧縮記帳積立金の取崩		—				—
剰余金の配当		△554				△554
当 期 純 利 益		1,351				1,351
自 己 株 式 の 取 得	△2	△2				△2
自 己 株 式 の 処 分	25	18				18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			609	△0	609	609
当 期 変 動 額 合 計	23	813	609	△0	609	1,423
当 期 末 残 高	△754	36,294	2,505	△0	2,505	38,799

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品 キタガワ サン テック カンパニー 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

キタガワ グローバル ハンド

カンパニー

キタガワ マテリアル テクノロジー

カンパニー

売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 原材料 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 仕掛品 キタガワ サン テック カンパニー 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

キタガワ グローバル ハンド

カンパニー

キタガワ マテリアル テクノロジー

カンパニー

売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(4) 貯蔵品 個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

機械及び装置 3～12年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先関係会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 製品保証引当金

製品保証の支出に備えるため、損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

主要な事業	主要製品
キタガワ グローバル ハンド カンパニー (工作機器事業)	旋盤用チャック、油圧回転シリンダ、NC円テーブル、 パワーバイス、グリッパ
キタガワ サン テック カンパニー (産業機械事業)	コンクリートプラント、コンクリートミキサ、 ビル建築用クレーン、環境関連設備、リサイクルプラント、 自走式立体駐車場
キタガワ マテリアル テクノロジー カンパニー (金属素形材事業)	自動車部品、建設機械部品、農業機械部品

①工作機器事業及び金属素形材事業

工作機器事業、金属素形材事業の製品の販売については、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

金属素形材事業では、顧客と締結した売戻契約によって原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識することとしております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②産業機械事業

産業機械事業のうち、自走式立体駐車場及びコンクリートプラントについては、主に長期の請負工事契約を締結しております。一定の期間にわたり充足される履行義務については、工期がごく短期で重要性が乏しい工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、工事が完了し、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

その他の製品の販売については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね1年以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しており、重要な金融要素は含んでおりません。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権債務
金利スワップ	借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建債権債務の為替変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を、また、借入金の金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件は同一であり、かつヘッジ開始以降も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報は、「重要な会計方針 5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において「流動負債」の「設備関係支払手形」に含めて表示しておりました「設備関係電子記録債務」は、「設備関係支払手形」残高がなくなったため、当事業年度より「設備関係電子記録債務」(当事業年度389百万円)として表示しております。

会計上の見積りに関する注記

(1) 請負工事における収益認識

- 1 当事業年度の計算書類に計上した金額 4,069百万円
- 2 その他見積りの内容に関する理解に資する情報
「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

(2) 関係会社貸付金に対する貸倒引当金

- 1 当事業年度の関係会社貸付金残高 9,437百万円
- 2 当事業年度の貸倒引当金計上額 429百万円
- 3 その他見積りの内容に関する理解に資する情報
関係会社貸付金について、個別に回収可能性を勘案し、財務内容評価法に基づき回収不能見込額を貸倒引当金へ計上しています。財務内容評価法を採用するに際し、債務者である関係会社の支払能力を総合的に判断しています。関係会社の支払能力は、関係会社の経営状態、債務超過の程度、事業活動の状況、今後の収益及び資金繰りの見通し、その他債権回収に関係のある一切の定量的・定性的要因を考慮することにより判断しています。
関係会社の経営状態により追加の貸倒引当金の繰入または戻入が生じる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1	有形固定資産の減価償却累計額	36,288百万円
2	担保に供している資産及び担保に係る債務	
	(1) 担保に供している資産	
	建物	928百万円
	機械及び装置	565百万円
	土地	594百万円
	計	2,088百万円
	(2) 担保に係る債務	
	1年内返済予定の長期借入金	49百万円
	長期借入金	2,034百万円
	計	2,083百万円
3	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
	関係会社に対する短期金銭債権	7,400百万円
	関係会社に対する長期金銭債権	3,608百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	419百万円
	関係会社に対する長期金銭債務	399百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	3,977百万円
仕入高	3,556百万円
営業取引以外の取引高	653百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	411	1	13	399
合計	411	1	13	399

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	62百万円
投資有価証券	3,470百万円
未払事業税	34百万円
投資損失引当金	370百万円
貸倒引当金	153百万円
賞与引当金	194百万円
製品保証引当金	15百万円
退職給付引当金	1,424百万円
その他	356百万円
繰延税金資産小計	6,083百万円
評価性引当額	△4,236百万円
繰延税金資産合計	1,846百万円

繰延税金負債

前払年金費用	2,036百万円
固定資産圧縮積立金	476百万円
その他有価証券評価差額金	1,083百万円
その他	108百万円
繰延税金負債合計	3,705百万円
繰延税金負債の純額	1,859百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	KITAGAWA MEXICO, S.A.DE C.V.	メキシコ アグアスカ カリエン テス州	1,296	鋳物製品の 生産販売	(所有) 直接 100.0	同社への資 金援助	資金の貸付 資金の回収	4,710 3,766	短期貸付金	5,785
									長期貸付金	2,336

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	北川(瀋陽) 工業機械製 造有限公司	中国 遼寧省 瀋陽市	5,500	工作機器の 生産販売	(所有) 直接 100.0	同社への資 金援助 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	120 —	長期貸付金	719

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 子会社への長期貸付金に対し、405百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において107百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	(株) ケーブル・ジョイ	広島県府中市	—	有線テレビ放送	(所有) 直接 —	同社への資金援助 役員の兼任	資金の回収	386	長期貸付金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当事業年度において(株)ケーブル・ジョイは、2025年10月1日に吸収合併により消滅しております。上記取引については、関連当事者であった期間の取引を記載しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 当事業年度において361百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千英ポンド)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	KITAGAWA EUROPE LTD.	英国ソールズベリー市	2,025	工作機器販売	(所有) 直接 50.0	欧州における当社製品の販売 役員の兼任	工作機器製品の販売	591	売掛金	251

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社工作機器製品の販売については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
2. 2026年3月に550千英ポンドの増資を行い、資本金は2,575千英ポンドとなっております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産

4,193円 87銭

1 株当たり当期純利益

146円 17銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社 北川鉄工所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森島拓也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金原和美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社北川鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社 北川鉄工所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森島拓也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金原和美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北川鉄工所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、重点監査項目、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社北川鉄工所 監査等委員会

常勤監査等委員 野上武志 ㊟

監査等委員 貝原潤司 ㊟

監査等委員 平浩介 ㊟

(注) 監査等委員野上武志、貝原潤司及び平浩介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

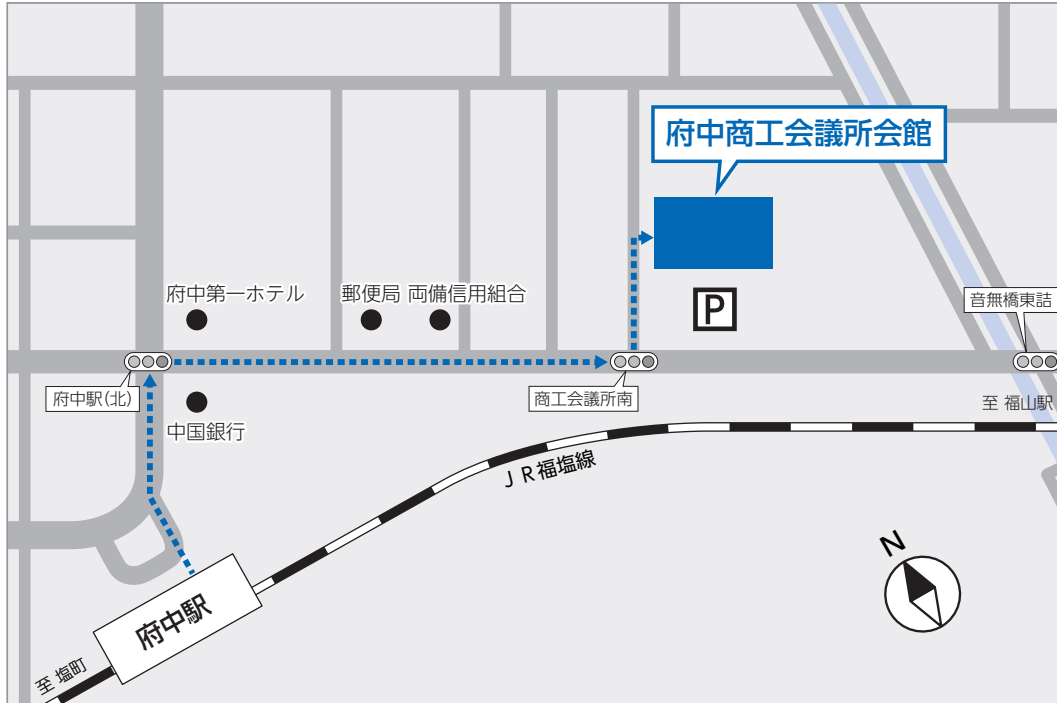


会場

府中商工会議所会館
広島県府中市元町445番地の1



J R 福塩線
府中駅下車 徒歩 5分



■お体が不自由な株主様、障がいをお持ちの株主様へ
車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導などをご希望の場合には、
事前にお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。
(ご連絡先) 株式会社北川鉄工所 総務部 電話番号 0847-40-0501



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。

